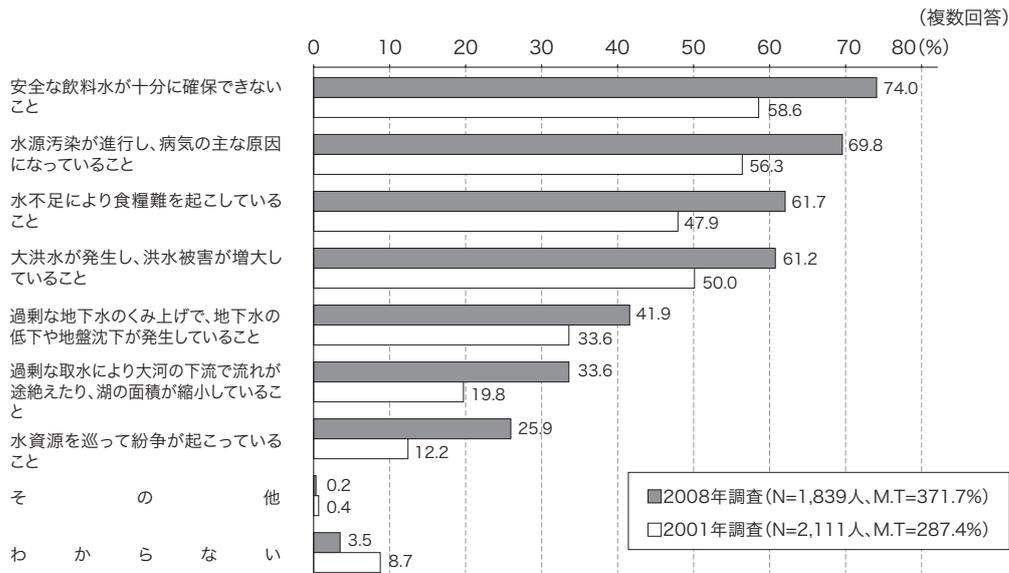
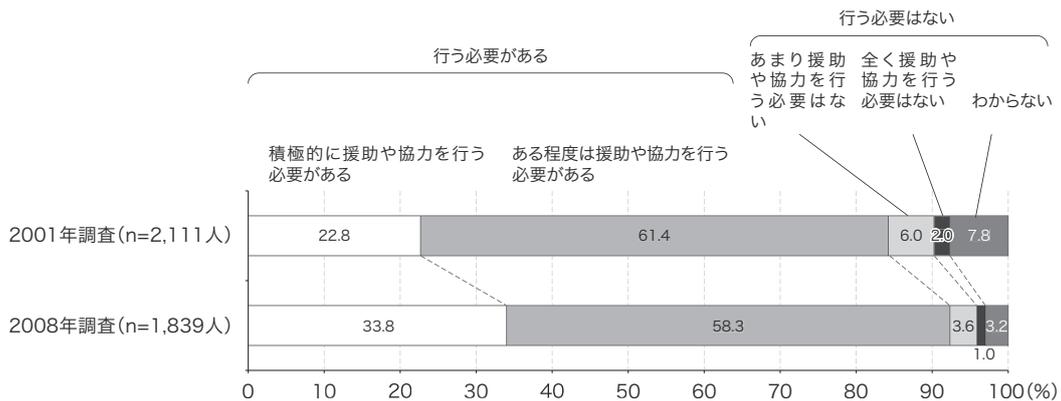


参考 8-1-1 世界の水問題について



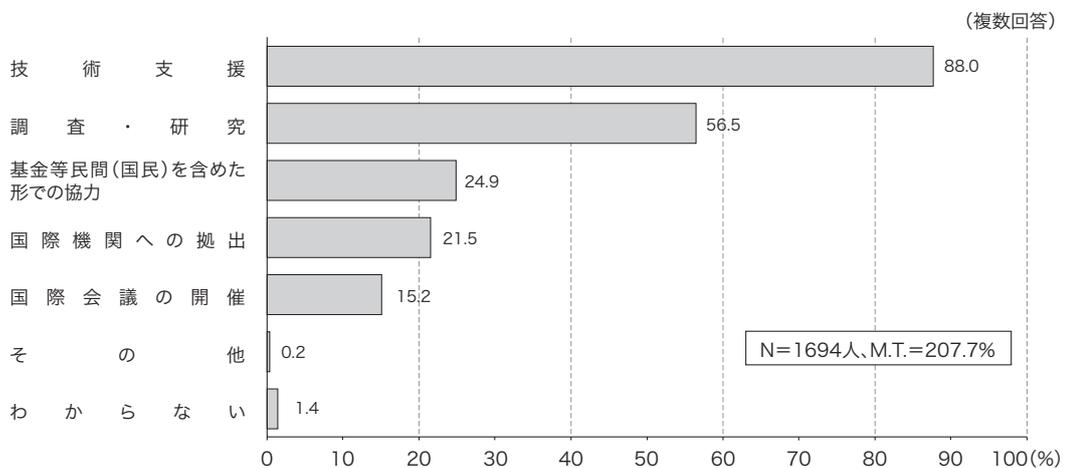
(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月、平成 13 年 7 月)

参考 8-1-2 世界的な水問題解決のための日本の援助や協力



(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月、平成 13 年 7 月)

参考 8-1-3 援助・協力の内容



(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月)

参考 8-2-1 水資源分野における国際的な取組み

- 1977年 国連水会議（アルゼンチン、マルデルプラタ）
 国のレベルで水資源評価や効率的利用、法制度の整備等を推進することがうたわれ、その後の1981-1990年の10年間を「国際飲料水と衛生の10年」とすることが決定された。
- 「国際飲料水と衛生の10年」（1981年～1990年）
 開発途上国において安全な水と良好な衛生環境が得られないために数多くの乳幼児が死亡しているだけでなく、生産性や収入が減少し、国の発展に支障をきたしているという状況の改善を図ることを目的としたもの
- 1992年「水と環境に関する国際会議（ICWE）」（アイルランド、ダブリン）
 「国連環境開発会議」（以下「地球サミット」という。）に向けた取り組みの新たな行動計画に関する検討が行われる。
- 1992年 地球環境サミット（ブラジル、リオデジャネイロ）
 「アジェンダ21」で、「淡水資源の質と供給の保護」が記載される。
- 1993年 地球サミットのフォローアップのため、国連経済社会理事会の下に持続可能な開発委員会（CSD）が設立される。
- 1997年 第1回世界水フォーラム（モロッコ、マラケッシュ）
 モロッコのマラケッシュにおいて63ヶ国から約500名が参加して開催され、「21世紀における世界の水と生命と環境に関するビジョン」の策定が提唱された。
- 1998年 国連持続可能な開発委員会第6回会合（CSD-6）
 アジェンダ21のレビュー、淡水資源の持続可能な利用に向けた国際戦略が検討され、行動の指針となる決議が採択される。
- 2000年 国連ミレニアムサミット（アメリカ、ニューヨーク）
 ミレニアム開発目標（MDGs）の中で、「2015年までに安全な飲料水及び基礎的衛生施設を継続的に利用できない人口の割合を半減する」という具体的な数値目標が掲げられる。
- 2000年 第2回世界水フォーラム（オランダ、ハーグ）
 オランダのハーグにおいて156ヶ国から約5,700名が参加して開催され、「世界水ビジョン」が発表された。また、閣僚級国際会議では91ヶ国の水関連大臣を含む149ヶ国の代表が出席し、「ハーグ宣言」が採択された。
- 2001年 国際淡水会議（ドイツ、ボン）
 「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」（南アフリカ、ヨハネスブルグ）に向けた水に関する議論を行い、(1) ガバナンス、(2) 資金源、(3) 能力開発及び技術移転、の観点から「ボン勧告」が取りまとめられる。
- 2002年 アナン国連事務総長「WEHAB」発言
 ヨハネスブルグ・サミットに向けた準備会合で、1) 水（Water）、2) エネルギー（Energy）、3) 健康（Health）、4) 農業（Agriculture）、5) 生物多様性（Biodiversity）を具体的な成果をあげることが期待される重要分野として提唱。
- 2002年「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」（南アフリカ、ヨハネスブルグ）
 水が5つの主要分野（WEHAB）の一つとして取り上げられ、「実施計画」で水に加え衛生について数値目標が明示されるなど、水問題が現在の世界の最重点課題の一つとして認識される。
- 2003年 第3回世界水フォーラム（大阪、京都、滋賀）
 我が国の大阪・京都・滋賀において183の国や地域から約24,000名が参加して開催され、持続可能な開発のための自立と連携による水問題の解決をうたった「閣僚宣言」及び我が国が主導した「水行動集（PWA）」が発表された。また、我が国のODAによる水分野での包括的な取り組みとして「日本水協力イニシアティブ」を発表した。
- 2003年 G8エビアンサミット（フランス、エビアン）
 持続可能な開発の実現に向け、ミレニアム開発目標達成に当たっての資金確保の方途、京都議定書の重要性等幅広い分野の問題について議論が行われ「水に関するG8行動計画」が採択される。また、日本が第3回世界水フォーラム及び閣僚級国際会議の成果も踏まえ、上述の行動計画策定において主導的な役割を果たしたことが認識される。
- 2004年 国連持続可能な開発委員会第12回会合（CSD-12）（国連本部）
 本会議は、1992年の地球環境サミットのフォローアップを目的に毎年開催されているもので、2004年から2017年までの14年間は2年を1サイクルとする個別のテーマを設定し、集中的な討議を行うこととされ、2004年及び2005年のテーマは「水」「衛生」「人間居住」となった。
- 2004年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」（国連本部）
 2004年3月22日の国連世界水の日、国連アナン事務総長が新たな諮問機関として設置を発表した国連「水と衛生に関する諮問委員会」（橋本龍太郎元内閣総理大臣が初代議長）の第1回会合が、2004年7月22日と23日の両日、ニューヨーク国連本部において開催された。その際、1水に関するミレニアム開発目標（MDG）達成のために取り組むべき10の優先課題が合意され、そのための具体的な活動として3つの作業部会が設置された。また、独立した機関として、国連や国際会議などに対して具体的な行動と発言を続けていくことが提案された。
- 2005年 国連持続可能な開発委員会第13回会合（CSD-13）（国連本部）
 2005年は、第1サイクルの政策年にあたり、前年のCSD-12（2004年）で確認された各国の現況を踏まえ、引き続き「水」「衛生」「人間居住」のテーマについて、政策オプション、実施計画等今後の更なる取り組みについて討議を行い、「決定文書」（Decision Adopted by the Commission）として取りまとめられた。
- 2005年 ミレニアム宣言中間レビューサミット（国連本部）
 2005年9月、国連ミレニアム宣言のフォローアップサミットが開催され、ミレニアム宣言全体の中間レビューが行わ

- れた。特にアフリカと南アジア地域の MDGs の達成が困難であることが明らかとなり、政治的意志を結集してその解決を図っていくべき優先課題が確認された。
- 2006 年 第 4 回世界水フォーラム (メキシコ、メキシコ・シティ)

メキシコのメキシコ・シティにおいて 140 の国や地域から約 19,000 名が参加して開催され、持続可能な開発に向けた水問題の重要性をうたった「閣僚宣言」が採択され、我が国が主導した「水行動集 (PWA)」を基盤とした「持続可能な開発に関する水行動連携データベース (CSDWAND)」が立ち上げられた。また、我が国の水と衛生分野の ODA について、国際機関、他の援助国等との連携を強化し、より一層効果的に実施するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI)」を発表した。
 - 2006 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」(メキシコ、メキシコ・シティ)

2006 年 3 月 16 日に第 5 回会合がメキシコ・シティにおいて開催され、資金調達、水事業者パートナーシップ、衛生、モニタリング、統合水資源管理 (IWRM)、水関連災害の各分野に係わる具体的な行動が呼びかけられ、これらに関する「行動計画 (Compendium of Actions)」が同地で開催中であった第 4 回世界水フォーラムにおいて発表された。
 - 2007 年 国連環境計画 (UNEP) 第 24 回管理理事会 (アフリカ、ナイロビ)

58 ヶ国の UNEP 管理理事国のうち 57 ヶ国を含む 140 ヶ国から、1000 名以上の参加があり、環境状況の評価、国際環境ガバナンス、国連機関の協力と調整、UNEP のプログラムと予算、国連改革、水銀対策等を中心に議論が行われた。水政策については、UNEP の活動指針となる「2007-2012 年水に関する政策及び戦略」が採択された。
 - 2007 年 第 5 回世界水フォーラムキックオフ会合 (トルコ、イスタンブール)

世界 42 ヶ国より政府関係者、国際機関関係者、学識経験者、NGO 関係者ら 276 名が参加し、5 つの分科会 (1. Water Security, 2. Management and Governance, 3. Waetr Use and Impacts, 4. Wild Card Themes, 5. Forum Processes) と地域別会合が開催され、2 年後に開催されるフォーラムに向けた基本的な方針が決定された。
 - 2007 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」(中国、上海)

2007 年 5 月 31 日に開催された第 8 回会合において、アジア主要国の水担当大臣級会合「アジア地域対話」が諮問委員会とホスト国である中国政府との共催にて開催され、アジア地域における水に関するミレニアム開発目標達成を加速させるための意見交換が行われ、橋本アクションプランに基づいた優先度の高い行動を実行するための具体的な方針が提案された。
 - 2007 年「第 1 回アジア・太平洋水サミット」(別府)

2007 年 12 月 3 日から 4 日まで別府にて開催され、56 の国・地域から、福田首相を含む 10 名の首脳級が参加し、「水の安全保障：リーダーシップと責任」という全体テーマのもと、「水のインフラと人材育成」、「水関係災害管理」、「発展と生態系のための水」の 3 つの優先テーマを中心に、10 のトピックセッションで討議が行われ、この地域の水問題解決に向けて各国政府の努力を促す「別府からのメッセージ」が発表された。
 - 2008 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」第 10 回会合 (東京)

2008 年 5 月 26 日から 28 日まで東京にて開催され、オランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下が議長を務め、同委員会名誉総裁である皇太子殿下もご臨席された。本会合では、2006 年 3 月の第 4 回世界水フォーラムにて発表された「橋本行動計画」の履行に向けた活動報告が行われたほか、6 つの分科会 (「統合水資源管理」、「衛生」、「水資源パートナーシップ」、「資金」、「水と防災」、「モニタリングと報告」) において討議が行われ、また、アウトリーチ活動として「日本との対話」及び「アフリカ諸国リーダーとの対話」が行われた。
 - 2008 年 第 4 回アフリカ開発会議 (TICADIV) (横浜)

2008 年 5 月 28 日から 30 日まで、横浜にて開催され、「元気なアフリカを目指して一希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、人間の安全保障の確立及び環境・気候変動問題への対処を重点事項として、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。本会議では水と衛生に関する政府開発援助の拡大や新たな水に関する専門家「水の防衛隊 (W-SAT: The Water Security Action Team)」と呼ばれる技術支援隊としてアフリカ各地に派遣し、水資源に関する支援を行うことを発表した。
 - 2008 年 G8 北海道洞爺湖サミット (北海道洞爺湖)

2008 年 7 月 7 日から 9 日まで、北海道洞爺湖において開催された。主要議題の 1 つである「開発・アフリカ」において水と衛生問題を取り上げ、首脳会合において、分野横断的な水の問題に対処するため「循環型水資源管理」が重要であること、総合水資源管理及び「水の良い統治 (グッド・ガバナンス)」が重要であることが確認された。G8 にて水問題を主要議題として取り上げたのは 2003 年のエビアンサミット以来であった。
 - 2009 年 第 5 回世界水フォーラム (トルコ、イスタンブール)

2009 年 3 月 16 日から 22 日まで、トルコのイスタンブールにおいて 155 の国や地域から約 33,000 名が参加して開催され、地球規模の課題に向けて「水の安全保障」を達成することをキーメッセージとして、世界の水問題解決に向けて取り組むべき事項を取りまとめた「閣僚宣言」が採択された。
 - 2009 年 G8 ラクイラサミット (イタリア、ラクイラ)

2009 年 7 月 8 日から 10 日まで、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ等について議論が行われ、水・衛生・保健・教育といった MDGs の各分野についても、各国から取組を強化する必要性についての認識で一致した。
 - 2010 年 国際衛生年フォローアップ会議

2010 年 1 月 26 日及び 27 日に、国際連合大学において、日本政府、アジア開発銀行及び国際連合大学の共催で国際衛生年フォローアップ会議が開催された。会議では、「国際衛生年を超えて～世界の隅々まで持続可能な衛生サービスを提供するために～」をテーマに、「2008 年国際衛生年」の取組をフォローアップし、衛生に関する MDGs 達成をはじめとする衛生問題の解決に向けた重要な課題について議論がなされ、MDGs 達成期限の 2015 年に向けて今後 5 年間でそのための取組を加速させるための提言がとりまとめられた。

- 2010年 第8回アジア・太平洋インフラ担当大臣会合（東京）
「気候変動と水関連リスクへの対応」をテーマとして、参加国・地域の共通認識と今後の取り組みをまとめた大臣声明が採択され、気候変動の影響により増大する洪水や渇水などの水関連リスクに対応するため、気候変動の適応策を強力に推進することで一致した。
- 2012年 第6回世界水フォーラム（フランス、マルセイユ）
2012年3月12日から17日まで、フランスのマルセイユにおいて180以上の国や地域から約20,000名が参加して開催され、水問題の「解決の時」をメインテーマとして、すべての人、特に最も弱い立場にある人々の幸福と健康のための水と衛生に対する権利の実現に向けた取り組みの加速・廃水管理の改善、水・エネルギー・食糧安全保障という水関連分野間の相互連携、2015年のミレニアム開発目標達成に向けた、水問題に対するガバナンスや資金調達等について、6月に開催される「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）など関連する国際会議等の場において、世界の水問題解決を促進するため、広く発信していくことについて「閣僚宣言」がとりまとめられた。

参考 8-2-2 「橋本行動計画」の概要

国連「水と衛生に関する諮問委員会」（議長：橋本元総理）は、第4回世界水フォーラム（2005年3月、メキシコ）において、水と衛生問題解決に向けた「行動計画（Your Action, Our Action）」を公表。同行動計画は以下の通り、6分野で各国政府、国際機関、諮問委員会等が取るべき行動を提言した。

1. 水事業体パートナーシップ：国連水関連機関調整委員会は、水事業体パートナーシップに対する国連関係機関からの支援を要請する。諮問委員会は行動プログラムを作り、その実現のため公共機関と国際社会に呼びかける。
2. 資金調達：地域機関は、ガバナンスと透明性を確保するためのプログラムを設定すべき。地域金融機関と世銀は、地方の事業体及び地方資金市場を開発するプログラムを設定する。また、援助機関は、これらの分野に資金を提供する。
3. 衛生：2008年（平成20年）を「国際衛生年」とする。同年に国連地域事務所が各地域でハイレベルな会議を開催する。国連開発の10年の総括として、進捗状況を確認するために国連が「国際衛生会議」を開催する。諮問委員会は援助機関や関係機関、政府と共に衛生の優先度の向上を目指す。
4. モニタリング：国連事務総長は、国連機関の幹部と共同して、ジョイント・モニタリング・プログラムにふさわしい予算や人員の配分についての優先度を高め、統合水資源管理の目標に関して、2008（H20）年の国連持続可能な開発委員会に進捗状況を報告するよう各国に求める。各国政府水と衛生へアクセスできる人数を毎年計測・報告するよう求める。OECDは資金調達などの目標を踏まえ向上させる。諮問委員会は財政機関等に働きかける。
5. 統合水資源管理：国連事務総長は国連加盟国に進捗状況を調査し、2008（H20）年の国連持続可能な開発委員会第16会期（CSD-16）に報告するよう要請するよう求める。国連経済社会局にデータベースの構築を求める。
6. 水と災害：国際社会が、世界的に統一された政治的な意思に基づき、水の災害に起因する生命・生活の損失削減に向けた世界行動の指針を表明した明確な目標を設定する必要がある。国と地方の政府は、災害発生中あるいは発生後の安全な飲料水と衛生の即時の提供を確保すべき。諮問委員会はそのような努力を支持し、国際社会による共通の目標の実現に向けて関係者と協力する。

参考 8-2-3 第6回世界水フォーラム閣僚級国際会議閣僚声明

第6回世界水フォーラム
2012年3月12-17日
フランス国マルセイユ市

閣僚宣言
2012年3月13日

解決の時

1. 我々、閣僚および代表団の長は、2012年3月13日、フランス国マルセイユにおける「解決の時」をテーマとする第6回世界水フォーラムの閣僚会議に参集し、あらゆる規模の水問題に取り組んで行くことを決意している。2009年3月16-22日にイスタンブールにおいて行われた、第5回世界水フォーラムにおける閣僚声明その他の成果を認識し、政治的、主題的、地域的、草の根・市民レベルでのプロセス、更には、第6回世界水フォーラムの「解決のためのプラットフォーム」において収集された情報を考慮し、それ故に、以下のとおり我々が共有した見解を表明する。

2. アジェンダ21（1992年6月3-14日の地球サミットにおけるリオからの国際連合行動計画）の第18章、ならびに、2002年9月2-4日持続可能な開発に関する世界サミットのヨハネスブルグ実施計画を再確認し、水は平和と安定の鍵であり、「持続可能な開発と貧困の撲滅という文脈におけるグリーン経済」および「持続可能な開発に向けた制度的枠組み」に関する国連持続可能な開発に関する会議「リオ+20」に対する強力かつ多角的貢献を行うための中心をなすものであることを再確認する。

すべての人の幸福を確保する：安全で衛生的な飲料水へのアクセスを加速、水および健康に関する衛生環境を拡大し提供する。

3. ミレニアム開発目標を全面的に達成するという我々の約束をあらためて表明し、安全かつ清潔な飲料水と衛生に関する人権の認識についての国連決議（A/RES/64/292、A/HRC/RES/15/9、A/HRC/RES/16/2及びA/HRC/RES/18/1）の採択に従い、我々は、安全で清潔な飲料水と衛生へのアクセスという人権上の義務を、あらゆるレベルで水危機を克服ための我々の努力の一部として、あらゆる適切な手段を用いて完全履行を加速することを約束する。

4. 我々は、それ故、全ての人に対して、安全な飲料水と衛生へのアクセスを、必要な量、品質、受容性、近接性、値ごろ感を伴って、最も弱い立場にある人々に焦点を当て、無差別かつ男女平等を考慮に入れて達成せしめる決意である。安全な飲料水と適切な衛生状態へのアクセスができない何十億の人々の状況を改善するために、我々は我々の努力を、地域および国家計画および調整、十分な資金供給と投資、及びあらゆる利害関係者を包含する健全な規制・監視ならびに報告の枠組みに集中させることを意図している。

5. 衛生および廃水の回収、処理、監視ならびに再利用を含む廃水管理に向けての統合的アプローチをすることが、水の利便と価値を最善化するために必須である。我々は、地域経済に刺激を与え、水系の病気や生態系の悪化を防ぐ助けとなるために、安全な再利用、廃水の資源化、および必要な場合、脱塩を含む、従来にない水資源の開発と利用を進める必要がある。

6. 我々は、持続可能な衛生に対するアクセスを加速し、水資源と生態系の質を改善するという目的のための努力を強化する必要がある。我々は、関連技術の普及と知識の共有化を含む、地域および国際協力に支持された国家の法制、機関および実施機構の枠組みにおいて、都市部、地方、工業および農業廃水管理についての共有の革新的かつ統合的ビジョンの推進を図る。

7. 水と衛生とは健康と保健にとり、またミレニアム開発目標にとり必須である。我々は、水が関係する病気と戦うために、世界保健総会（WHA64.24）で採択された安全な飲料水、衛生および健康に関する決議を追跡実行する。我々は、保健戦略および計画において、安全な飲料水および持続可能な衛生状態、個人、家庭および集団衛生、水質保全ならびに監視・警告ツールを主流とする。これらの精緻化と実施は、強化され、統合されかつ一貫した部門間政策の枠組みと、全ての当局と利害関係者間の協力に依存する。

8. 健康、保健および栄養に寄与するためには、解決策として、既存の水と衛生サービスを運営し維持するための効率的機関の枠組みや、インフラストラクチャーへの投資を最善化することがある。水および衛生安全計画のような統合化されたプロセスは、より良い水質および健康リスク管理に貢献する。コミュニティによる所有、参画、教育および権限付与に対する強力な支持も行動を変える上で必要である。

経済開発への貢献：グリーン経済、食料安全保障のための水、水とエネルギー

9. あらゆる環境、社会・経済システムにおいて、水は重要な役割を有しており、それ故に、経済開発において、その社会面・環境面での利益とともに、そのように認識されねばならない。持続可能な開発の枠組みにおいては、グリーン経済に向けた政策に対する水の貢献は、生態系を維持し、気候変動に対処しつつ、貧困の根絶、成長および雇用創出の達成に向かう方法で推進されるべきである。
10. 水、食料およびエネルギーに対する、意志決定およびプランニングにおけるより良い理解とそれらの相互関連についてのよりシステマティックな認識を基礎とする新しいアプローチは、これらの希少な資源の生産と再生可能な管理を改善させる力を有している。より効率的な水の使用と廃水の削減によって、水、食料およびエネルギーへのアクセスを改善することができる。我々は、政策の一貫性を推進し、既存の制度的取組みを適合させ、部門全体の利益と相乗効果を最大にするための枠組みの構築を図る。
11. 世界において部門間を通して水の需要とその多様な使用が増加するとすれば、適切な開発には、あらゆるレベルでの意思決定、計画および投資を容易にするための幾つかの原則とプロセスを提供する統合された水資源管理が必要である。解決の一部として、我々は、流域当局を含む所轄官庁が持続可能な開発を達成するために必要な最も整合性があり公平かつ持続可能な分野横断的な枠組みを採用することを勧奨する。
12. 水無しでは食料安全保障などあり得ず、水は、農業、農村開発、食品加工および栄養摂取のための鍵である。故に水と食料の安全保障政策は、水資源の効率的利用と保全を同時に確保する統合されたものである必要がある。成長を続ける世界人口に対する食糧保障を達成するためには、グローバルな気候変動を見据えた解決策は、世界中の状況の多様性に対応するために、水の入手可能性と水質、土壌と土地、雨水利用および灌漑農業インフラ開発の水準、洪水および干ばつへの曝され方、持続可能な水源利用および関係利害関係者の能力を考慮に入ながら、状況に応じた革新的アプローチを含む。
13. 我々は、水と食料の安全保障政策が、最も傷つきやすい人々、特に地方のコミュニティ、小規模自作農、女性および先住民のニーズに合致していることを確保するよう努める。土壌と水の管理は、「畑からフォークまで」全食料サプライチェーンの効率を高めるという視点で、浸食、土地の劣化や水の汚染を最低にするように進める必要がある。解決策は、雨水が行き渡り灌漑された地域においては、節水および水貯蔵技術、水と食料ロスの削減、農業および工業における廃水の再利用、伝統的および新しい水ストレスに耐性のある植物品種の栽培強化並びに食料安全保障利害関係者、特に生産者組織、の水政策への関与がある。G20、D8 およびその他の関連機構が水および食料安全保障に取り組むと約束していることを歓迎する。
14. 水とエネルギーは益々持ちつ持たれつ関係を強めて行く。水はエネルギーの生産、技術および工業プロセスにとり主要なインプットのひとつであり、エネルギーは水を生産し分配する上で、また廃水を管理する上で必要であるからである。我々は水とエネルギーに関する政策を、整合性を以って実施してゆく必要があり、自然の水サイクルとの調和を保ちつつ、水とエネルギーの持続可能かつ効率的な使用をすすめるために、成長の機会と貧困の根絶に賛同を示しつつ、あらゆる人のための両者へのアクセスを満足させる必要がある。このような視点で、複数の利害関係者によるプラットフォームは、国家の持続可能な開発政策の枠組みにおいて多部門に亘るプロセスを通じて、水とエネルギー政策を調和させる上で役立つ。
15. エネルギー生産における水使用と、水および衛生部門におけるエネルギー使用を計算することによって、水とエネルギーの効率を改善することができる。水および衛生サービスにおける改善されたエネルギー効率、特に脱塩における、および、農業および工業用の改善された水使用効率は、温室効果ガスの削減に寄与する。我々は、全ての計画において持続可能なエネルギー構想を支持し、持続可能な開発の原則と合致する水力発電力を、多くの都市および田園地域のための実行可能な再生可能エネルギーの源として、「一滴あたりより多くのエネルギー」を産出するものとして推進する。持続可能な多目的貯水、再生可能なエネルギーの源としての廃水の使用、水の供給および衛生における太陽光および風力のような再生可能なエネルギーの使用に対する投資を推進する必要がある。

地球をブルーに保とう：リオ会議における水、水関連災害および水と都市開発

16. その分野横断的性格の故に、我々は、水は気候変動、生物多様性および砂漠化に関連する戦略とプログラムの不可分の一部であり、水に対して我々が行った約束を、再度述べることによって、3つのリオ会議および湿地に関するラムサール条約間の相乗効を補強するものであることを保証する必要がある。森、廃棄物および化学品の管理に関する、他の関連する国際的文書やフォーラムに関連して同様に水に焦点を当てたことは特に知識と経験の共有、長期予測および計画、戦略的資金供給および投資、ならびに研究および政策間の相互作用の観点から、協調的な解決を可能にする。

17. 我々は、より柔軟で統合された土地および水資源管理システムを通じることを含め、適合と緩和の双方についての戦略を採用することにより、水の利用効率、規則および貯蔵、内陸航海、生態系サービス、湿地、森、および山の生態系システムの回復と保全、農業慣行を改善し、気候変動および可変性に対する回復力を作り上げることが必要である。気候変動に適合するための解決策は伝統的知識と運用から学ぶこと、より良い水の需要管理、防護手段並びに保険スキームがある。
18. 我々は、水に関連する生物多様性および生態系サービスは、水管理インフラの不可分の一部であることを認識する。それはこれらがあらゆるレベルで投資に対する大きな経済面、社会面、環境面でのリターンを提供するからである。我々は、すべてのプロジェクトにおける水に関連する生態系の保護と持続可能な使用に関連するコストとベネフィットを評価するための行動を行う。また、適切な刺激政策を通じて水資源への投資を勧奨する。
19. 洪水や干ばつのような、水に関連する災害は、人災を含め、悪影響が増加していることに鑑み、我々は国家および国境を越えた災害防止および対応戦略を開発し強化する。解決策は、統合リスク管理、備え、緊急事態、救済、回復および再建計画を包含し、これらは、水および衛生、生態系の保護および回復、持続可能な統合された洪水・干ばつ管理およびインフラの建設と運営を全面的に考慮している。我々は、緊急事態の防止および対応についての共同戦略の実施および調整のために、複数の利害関係者のプラットフォームが、望むらくは流域レベルで急ぎ必要であることを認識する。
20. 我々は、人道的改革の原則を実施する上で、人道および緊急時の危機において、水および衛生に対する要件の中心的役割を全面的に考慮することが必要である。水および衛生に対する調整が改善されたものであれば、緊急事態からの転換、また開発から安全な飲料水および衛生状態への持続可能なアクセスに向けた再建および開発への転換のために十分な戦略を開発する上での助けとなる。
21. 都市は、公衆衛生の改善、雇用創出、より効率的な資源の使用という観点からは、機会を創出している。ただし、水と衛生については、水需要の増加やこれと相関関係にある廃水量の増加、嵐の水、水汚染物質、特に地下水に対する汚染物質のために、水と衛生に対する大きな挑戦をもたらし、気候変動の悪影響によって悪化している。我々は、都市インフラの改善、および適切なレベルでの空間計画プロセスおよび異なる当局間の都会と田舎であるその周辺部の間の相互作用を考慮に入れた統合された政策のような解決策を推進する。地方自治体はかかる統合された政策の第一線にあり、我々は、「第5回世界水フォーラム」で発足した「イスタンブール水コンセンサス」への参画およびその実施を歓迎する。
22. 良い慣行と学んだ教訓の共有、さらに多方面にわたる協力もまた成功体験を拡大し、民間社会との公的・私的パートナーシップを拡大する上で、また、経済活動家とのインフラストラクチャー並びに社会的サービスの運営と保全のための資金調達を最善化する上で助けとなる。これはすべての人々に対する安全な飲料水および衛生サービスへの公平かつ持続可能なアクセスの開発を含む。持続可能な都市開発を行うことは、それ故に、都会の市民と都市周辺の居住者の生活条件と所得を改善する上で貢献することとなる。成功の条件：ガバナンス、協力、資金提供、水のために可能な環境。
23. 良好な水管理は、複数の利害関係者のプラットフォームと先住民、社会的に無視された人々、その他の弱いグループを含む全ての人が参加でき、男女平等、民主主義および完全性を推進する法的・制度的枠組みを必要としている。補完性の原理における地方自治体の特定の役割を前提とすると、我々は必要に応じてその責任を充たす能力を強化する必要性を認識する。時宜を得た十分な情報は、全ての利害関係者が情報に基づき選択を行い、水および衛生政策の設計、実施および評価に積極的に参加できるようにするために重要である。我々には、水政策のモニタリング、評価および説明責任を強化するためのツールと指標が必要である。水情報システムの開発はデータの共有および水に関する課題への取組みのためのシナリオの開発を容易にするであろう。
24. 環境および開発に関するリオ宣言の原則に則り、更に2013年が国際水協力年である機会に、我々は平和と安定を培うために、全関係流域国の利害を考慮に入れて水全般を通じて、更にはそれ以上に、協力を強化することを約束する。我々は、国境をまたぐ水域の分野での協調的努力に感謝する。我々は、流域国間の相互信頼を深め健全な協力を達成するという観点から国境をまたぐ地域における、協調的で、衡平、合理的かつ最善の水利用を更に推進し勧奨する。水についての関連国際協定の原則の幾つかは、この点に関して有用である。
25. 水への投資は、経済・社会・環境面で大きなリターンをもたらす、地方および都市部において、また農業ならびに工業部門において持続可能な発展および貧困の根絶に大きく寄与する。水および衛生面での投資を優先せしめることの重要性は、第6回世界水フォーラムに至るまでのすべての地域プロセスで、特に貧困を劇的に減らす上で、公正と貧困緩和の手段を明示的に検討する上で、ミレニアム開発目標の水と衛生の目標達成のための投資を拡大し水に関する国際協調を進展させる上で強調されてきた。
26. 予算割当および国際協調において、水と衛生を優先させることは、金融手段の鍵でありまた効率的利用である。我々は、水の利用者、公的予算、民間金融、双務的・多角的チャンネルからの拠出の適切な組み合わせを通じ、戦略的で持続可能な資金計画を推進する。我々は、連帯、正義および公平の精神で、生態系サービスおよび民間投資に対する適切な支払い、

持続可能で効率的なコスト回収、貧困層寄りでの革新的な金融メカニズムの必要性を認識する。水関連の開発協力計画を実施するために地域の自治体により提供される水サービスに対する貢献は、革新的金融メカニズムの事例を提供するものである。

27. 健全な水政策を構築、実施、かつ監視してゆくためには、正確な情報と健全な科学的知識に根ざした合意された証拠が必要である。国連の水のグローバル解析および衛生および飲料水の評価（GLAAS）のような構想と報告書を考慮し、我々は、科学者、政策立案者、サービス提供者およびその他の利害関係者間の包括的パートナーシップを育成することを期待する。これは、政策上のニーズに対応し科学的政策インターフェースを促進し、最新の技術ツールと方策の提供、研究問題の策定にイノベーションを促進するためのパートナーの関与および知識の普及と技術の移転を通じて行う。グローバルなシステム内における水関連の問題についての調整を改善することは、国家を対象とする支援を提供するための能力を強化し、合理化するために必要である。
28. 公的機関、国際的および非政府組織、公共施設、民間組織および地域社会間のパートナーシップに基礎をおいた能力開発は、新たに生起する問題に関連する複数の課題に直面することが必要である。これに関連して、我々は、水関連の法律、規則、標準および予算に関する最善の事例の交換ができるようにするためのヘルプデスクのメカニズムを議会に賛同して支持する。我々は、研究教育拠点、水専門家の協会、水業者のパートナーシップ、水トレーニング・センターのネットワークやその関連先で、各種のカテゴリーの水専門家のために、労働市場に合わせ若者に魅力的な、トレーニング計画を開発する予定である。
我々は、責任ある市民、女性、および若者に対し、能力を与えるための水に対する意識と教育に特に注意を払っている。
29. 関係する政府の主たる責任に留意すると、中でも開発途上国および後発開発途上国の特定のニーズは、特に統合された水資源管理および安全な飲料水および衛生に関する国際的に合意された目標を達成するための十分な、予見可能で持続可能な財源、能力形成および技術移転という観点で特別な注意が必要である。
30. 我々、閣僚および代表団の長は、2012年3月12日から17日にかけてマルセイユにおいて行われた第6回世界水フォーラム「解決の時」の成果を歓迎し、これが持続可能な開発に関する国連会議「リオ+20」を含む、関連するフォーラムにおいて、以下の点に焦点を当て、広く普及されなければならないことに合意する。
- ・すべての人、特に最も傷つきやすい人達の幸福と健康のため、安全な飲料水と衛生へのアクセスに関する人間の権利についての義務履行と廃水管理改善の加速。
 - ・持続可能な成長と雇用創出の基礎としての相乗効果を利用し、有害事象を避ける観点からの、政策の全面的整合性とうまく機能する水関連生態の確保する水、エネルギー、および食料安全保障間の相互関連。
 - ・2015年まで、および以降に向けたミレニアム開発目標に向けて達成された進歩を考慮に入れ、ガバナンス、資金調達および協力の枠組みにおける、すべての経済、社会および環境面での水の織り込み。
31. 我々は更に以下について見解を共有する。
- ・水問題についてより良く発信するための解決策と約束事を識別した閣僚会議中に行われた高レベル円卓会議
 - ・これらの問題についての政治面および運用面での中心的役割を演じた議会ならびに地方自治体は、第6回世界水フォーラムの主題的、地域的および草の根および市民的プロセスに関連して、必要ある場合、これを継続すべきである。
 - ・我々の水に対する解決策と約束は必要な場合、統合、普及されその実施は次の世界水フォーラムのために、管轄権を有する当局によりモニターされ評価される。
32. 我々は、フランス政府、マルセイユ市および世界水委員会に対し閣僚会議を組織化頂いたことに感謝申し上げる。

参考 8-2-4 水資源の開発及び利用に関する国際交流等

名称	実施時期	加盟国又は相手国	関係省庁等
国際水道会議	全体会議 2年に1回 アジア・太平洋地域会議 2年に1回	73ヶ国	厚生労働省
国際かんがい排水委員会	総会 3年に1回 理事会 1年に1回 アジア・アフリカ地域会議概ね2年に1回	110ヶ国	農林水産省
国際大ダム会議	1年に1回	80ヶ国	国土交通省 農林水産省 経済産業省
国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 環境と開発委員会	2年に1回	53ヶ国、9領域	環境省 国土交通省 外務省
国連教育科学文化委員会 (UNESCO) 国際水文学計画 (IHP) 政府間理事会	2年に1回	36ヶ国	文部科学省 国土交通省等
世界気象機関水文委員会	4年に1回	179ヶ国、6領域	気象庁 国土交通省 外務省
日米環境保護協力協定に基づく水保全と水量削減に関するプロジェクト	概ね2年に1回	米国	国土交通省
日米環境保護協力協定に基づく水道水の 水質管理プロジェクト	概ね2年に1回	米国	厚生労働省
日仏河川・湖沼の水管理セミナー	概ね3年に1回	フランス	国土交通省 外務省
日中水資源交流会議	1年に1回	中華人民共和国	厚生労働省、農林 水産省、経済産業 省、国土交通省、 独立行政法人水資 源機構
日中河川及びダム会議	1年に1回	中華人民共和国	国土交通省
日韓河川及び水資源開発技術協力会議	1年に1回	大韓民国	国土交通省
日韓技術交流会議	1年に1回	大韓民国	独立行政法人水資 源機構
日韓国土計画分野協力会議	1年に1回	大韓民国	国土交通省